

輸出物品販売場制度に関するQ & A

【令和7年2月改訂抜粋版】

令和7年2月
国税庁消費税室

I 輸出物品販売場制度の概要等

2 免税販売の対象となる者

(免税購入対象者の意義)

問3 「免税購入対象者」とはどのような者をいうのですか。

【答】

輸出物品販売場における免税販売は、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対する販売に限られます(消法8①、消令18①)。

「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には、次のとおりです。

国籍	免税購入対象者
外国籍	① 「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者(出入国管理及び難民認定法別表1の1、1の3) ② 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者(出入国管理及び難民認定法14~18) ③ 合衆国軍隊の構成員等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定1)
日本国籍	非居住者であって、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る領事館(領事館の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含みます。)の在留証明又は戸籍の附票の写し(最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限り)により確認された者

(注) 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。

(日本国籍を有する者が免税購入対象者であることの確認)

問5 日本国籍を有する者に対して免税販売する際に、一定の書類の提示を受けて、免税購入対象者であることを確認する必要があるとのことですが、具体的にはどのように行うのですか。

【答】

日本国籍を有する者に対して免税販売を行う場合、その者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成された、その者に係る領事館の「在留証明」又は「戸籍の附票の

写し」(以下合わせて「証明書類」といいます。)の提示を受けて、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することの確認を行う必要があります(消令18①-③-口、消規則6①③)。

なお、証明書類の作成日時点において、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有すること」が確認できる必要があります。

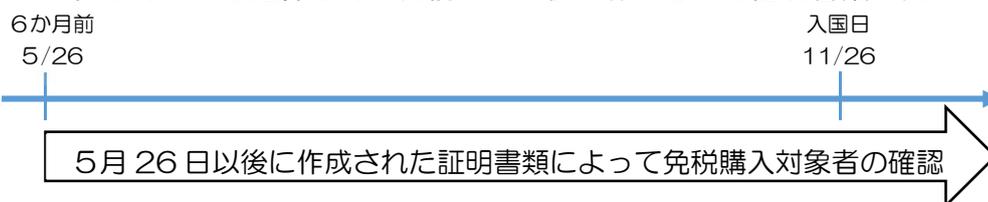
(注1) 国内に住所又は居所を有する者、国内にある事務所に勤務している者、入国後6か月以上経過した者等は、免税購入対象者に該当しません。

(注2) 「在留証明」の場合は、「住所(又は居所)を定めた年月日」及び「本籍地の地番」の記載が必要です。

「戸籍の附票の写し」の場合は、「本籍地の地番」の記載が必要です。

(注3) 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含まず。

○最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成された証明書類の例



II 一般型輸出物品販売場制度

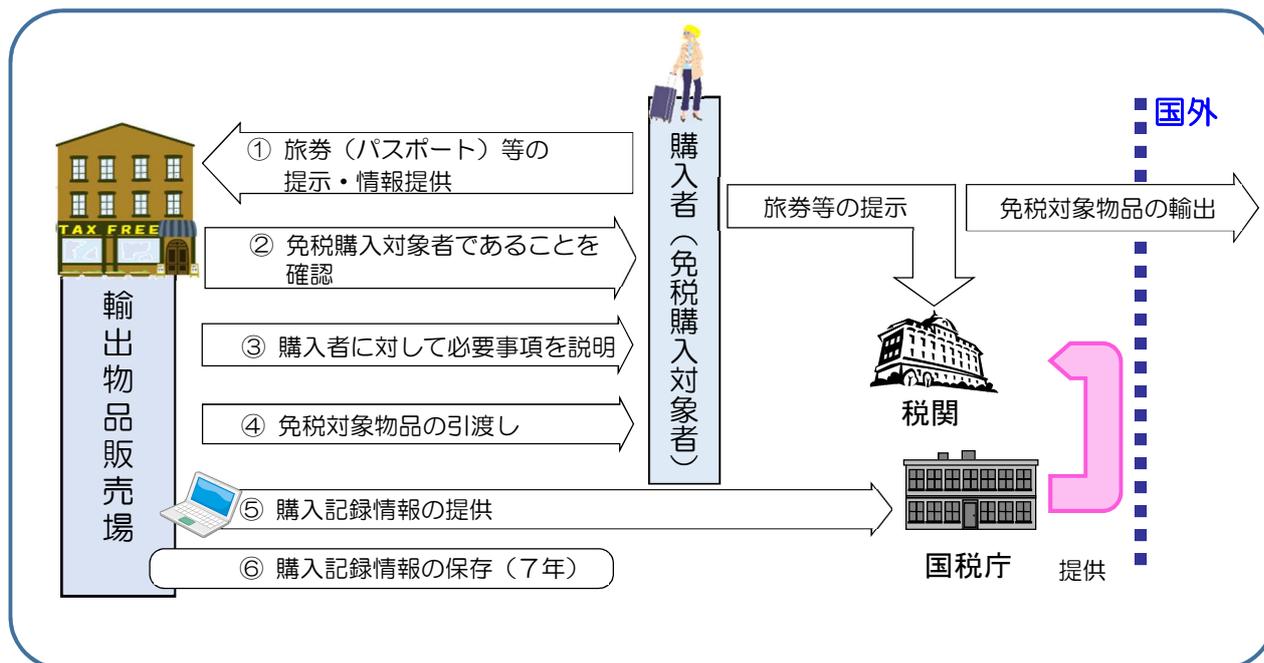
2 免税販売の方法

(免税販売の方法)

問27 一般型輸出物品販売場における免税販売の方法について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場における免税購入対象者に対する免税販売の方法は、次のとおりです。



① 旅券 (パスポート) 等の提示・情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます (消令18③一)。

次の旅券等のいずれの提示もない場合は、免税販売を行うことはできません。

なお、免税購入対象者から提供を受ける旅券等に記載された情報については、詳しくは問28をご参照ください。

- イ 旅券 (上陸許可の証印を受けたもの)
- ロ 旅券に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コード
- ハ 船舶観光上陸許可書
- ニ 乗員上陸許可書
- ホ 緊急上陸許可書
- ヘ 遭難による上陸許可書

また、日本国籍を有する免税購入対象者に対して免税販売する場合は、「在留証明」又は

「戸籍の附票の写し」（以下、「証明書類」という。）の提示を受けた後、証明書類に記載された情報の提供又は証明書類の写しの提出を受けます。

（注） 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含まず。

② 免税購入対象者であることの確認

輸出物品販売場を経営する事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であることを確認します（問4参照）。免税購入対象者については、問3をご参照ください。

③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売の際、免税購入対象者に対して、その免税対象物品が輸出するため購入されるものであること等を説明しなければなりません（消令18⑪、消規則6の3）。説明する事項及びその方法については、問32、33をご参照ください。

④ 免税対象物品の引渡し

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品が消耗品（一般物品と消耗品を合算して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含まれます。）である場合には、指定された方法により包装（問34参照）し、免税購入対象者本人に引き渡します。

⑤ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に購入記録情報を提供しなければなりません^{（注）}（消令18⑦）。具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し、購入記録情報をデータで提供することとなります。購入記録情報の提供については、問37～50をご参照ください。

（注） 一定の要件を満たす場合、承認送信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者のために国税庁長官に購入記録情報を提供することができます（消令18の4）。

承認送信事業者とは、適切に国税庁長官に購入記録情報を提供できること等の要件を満たし、納税地の所轄税務署長から承認を受けた者をいいます。

⑥ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません（消法8②、消令18⑮、消規則7①②）。購入記録情報の保存方法については、問51をご参照ください。

なお、購入記録情報の保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税となりません。ただし、事業者が災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合には、この限りではありません（消法8②、消基通8-1-4）。

(参考1)

免税購入対象者は、出国する際、免税対象物品を携帯等の方法により輸出するとともに、出港地を所轄する税関長に、その所持する旅券等を提示しなければなりません(消令18⑥)。

免税購入対象者が出国する際、免税対象物品を携帯していない(輸出しない)場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収されることとなります(消法8③)。

なお、免税購入対象者が免税対象物品を郵便物等として輸出した場合、出国する際に免税対象物品を携帯していないため、税関に輸出を証する書類(郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等)を提示し、確認を受ける必要があります(消基通8-1-5の2)。

(参考2)

購入時に上記①～⑤の免税販売手続等を行った場合のみ免税販売することができるため、購入日の翌日以後に手続を行ったとしても免税販売することはできません。

一般型輸出物品販売場において購入した免税対象物品をその場で運送事業者(代理人を含みます。)に引き渡す方法により海外へ直送する場合の手続については、問64～66をご参照ください。

(参考3)

日本国籍を有する者に対して免税販売を行う際に、証明書類の写しが提出され、当該証明書類の写しを保存する場合には、購入記録情報の備考欄に証明書類の写しを保存している旨を設定の上、国税庁長官に購入記録情報を提供しなければいけません(消令18⑮、消規則7)。詳しくは、問149をご参照ください。

(参考4)

免税購入対象者は旅券等の提示及び情報の提供について、「Visit Japan Web」により行うこともできます(消令18③一イ)。

なお、日本国籍を有する免税購入対象者については、「Visit Japan Web」を利用することはできますが、輸出物品販売場で提示・提供する旅券情報の二次元コードの対象外であるため、「Visit Japan Web」を使用した免税購入はできません。

「Visit Japan Web」の詳細については、デジタル庁ホームページをご参照ください。

(日本国籍を有する免税購入対象者から提供を受ける証明書類に記載された情報)

問29 日本国籍を有する免税購入対象者から提供を受ける証明書類に記載された情報とは、具体的にどのようなものですか。

【答】

日本国籍を有する免税購入対象者が、免税対象物品を購入する際、輸出物品販売場を営業者とする事業者に対して証明書類に記載された情報として提供する事項は、証明書類の区分に応じて次のとおりです(消令18③一口、消規則6③)。

なお、次の事項は、国税庁長官に提供する購入記録情報に記録する事項の一部となります。
詳しくは、問43をご参照ください。

1 在留証明

- ① 在外公館の名称
- ② 発給年月日
- ③ 免税購入対象者の本籍（地番まで表示されたもの）
- ④ 発給番号

2 戸籍の附票の写し

- ① 作成年月日
- ② 免税購入対象者の本籍（地番まで表示されたもの）

(注1) 購入記録情報への具体的な設定については、問149をご参照ください。

(注2) 在留証明に係る電磁的記録（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを提示する場合、発給番号は証明書番号となります。また、輸出物品販売場を営業者に対して提供する事項は、次の事項でも差し支えありません。

- ① 発給年月日
- ② 証明書番号
- ③ アクセスコード

3 購入記録情報の提供

(証明書類の写しの保存)

問52 証明書類の写しはどのように保存したらよいですか。

【答】

日本国籍を有する免税購入対象者から提出された証明書類の写しを保存する場合、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は輸出物品販売場の所在地に保存しなければなりません(消法8②、消令18⑮、消規則7①)。

なお、証明書類の写しについて、スキャナで読み取り保存する場合には、一般書類(資金や物の流れに直結・連動しない書類)として電子帳簿保存法の規定に基づき保存することとなります。また、提供を受けた在留証明に係る電磁的記録(いわゆるe-証明書)を保存する場合、電子帳簿保存法に規定する「電子取引」に準じて一定の要件に従い行う必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)」や「電子帳簿保存法一問一答(Q&A)」をご参照ください。

(注1) 提供を受けた在留証明に係る電磁的記録(いわゆるe-証明書)を紙に印刷して保存することもできます。この場合は整然とした形式及び明瞭な状態で出力し、紙で受領した場合と同様に保存する必要があります。

(注2) e-証明書等は次の方法で取得することが考えられます。

- ・ 輸出物品販売場のメールアドレスにe-証明書の提供を受ける。
- ・ 輸出物品販売場の端末でe-証明書に記載されているQRコード(検索サイト)にアクセスし、日本国籍を有する免税購入対象者の情報が表示されたページを画面印刷(ハードコピー)する。

Ⅲ 手続委託型輸出物品販売場制度

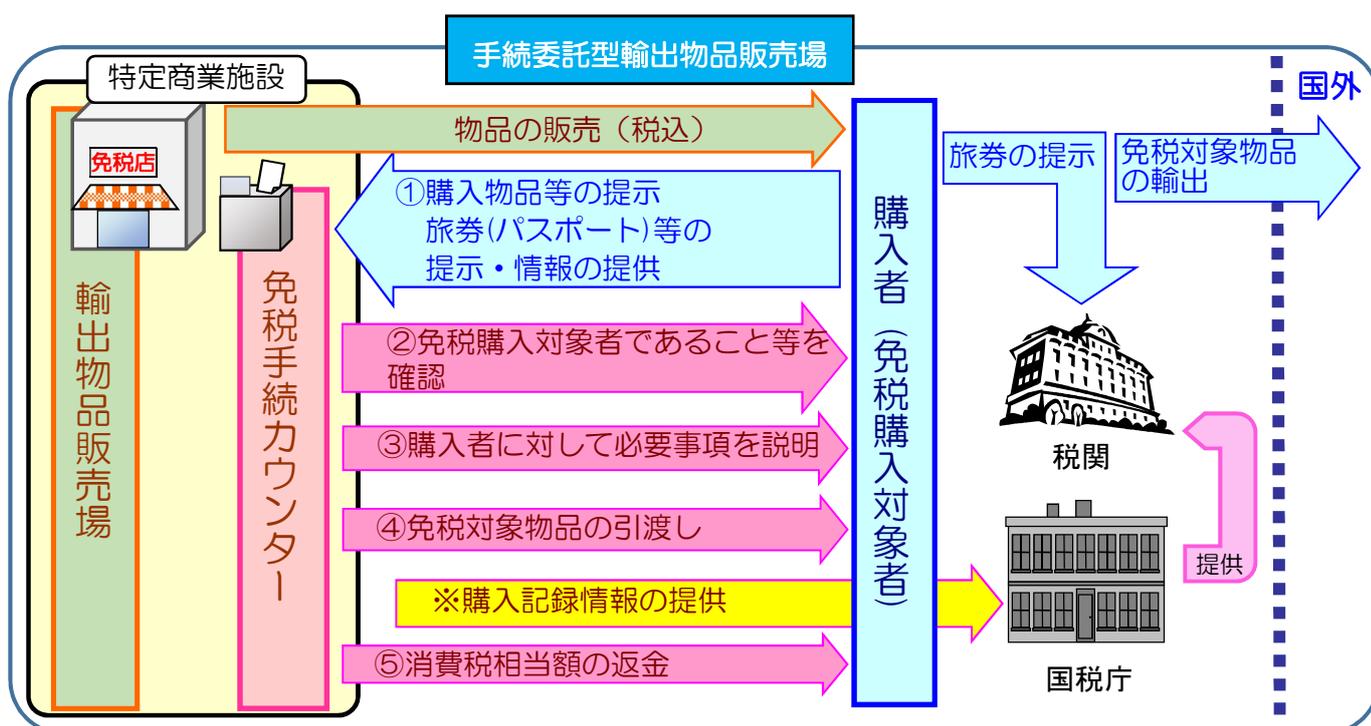
4 免税販売手続

(承認免税手続事業者が行う免税販売手続)

問85 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。

【答】

免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が行う手続は、次の①から⑤までとなります。



① 免税購入対象者本人から購入物品等と旅券（パスポート）等の提示・情報の提供を受けます。

また、免税購入対象者が日本国籍を有する場合は、証明書類（「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」）の提示を受けた後、

- ・ 証明書類に記載された情報の提供を受けます。
- ・ 又は、証明書類の写しの提出を受けます。

② 次の事項を確認します。

- ・ 提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であること
- ・ 免税購入対象者が免税手続カウンターにおいて提示する物品等と手続委託型輸出物品販売場において販売された物品とが同一であること

③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明します。

④ 免税対象物品を免税購入対象者本人に引き渡します（消耗品（一般物品と消耗品を合算

して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含まれます。)については、指定された方法により包装します。)

⑤ 免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額を免税購入対象者へ返金します。

(注1) 購入時に上記①～⑤及び購入記録情報の提供を行った場合のみ免税販売することができるため、購入日の翌日以後に手続を行ったとしても免税販売することはできません。

(注2) 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの(いわゆるe-証明書)やe-証明書を紙に印刷したものを含まれます。

免税手続カウンターにおける免税販売手続に関し、一般型輸出物品販売場と共通する留意点等については、以下の問も併せてご参照ください。

- ・ 免税販売の方法 問27
- ・ 消耗品の包装の方法 問34～36

(参考) 購入記録情報の提供については、問37～52をご参照ください。

VII 免税販売管理システム

(証明書類に記載された情報の具体的な設定)

問149 日本国籍を有する免税購入対象者から提示された証明書類の情報が次の場合、どのように購入記録情報に設定すればよいですか。

(1) 在留証明

- ・ 在外公館の名称：在サンフランシスコ日本国総領事館
- ・ 発給年月日：令和5年4月1日
- ・ 本籍：東京都千代田区霞が関3丁目1番地
- ・ 発給番号：AB20-12345

(2) 戸籍の附票の写し

- ・ 作成年月日：令和5年4月1日
- ・ 本籍：東京都千代田区霞が関3丁目1番地

【答】

日本国籍を有する免税購入対象者から提供を受けた証明書類の情報については、証明書類の区分に応じて、次のとおり購入記録情報の備考欄に設定します。

証明書類の区分	購入記録情報の備考欄の設定事項
在留証明	確認事項（在 ^{※1} 、在外公館の名称、発給年月日、本籍 ^{※2} 、発給番号） ^{※3}
戸籍の附票の写し	確認事項（附 ^{※1} 、作成年月日、本籍 ^{※2} ）

※1 在留証明を確認した場合には「在」と、戸籍の附票の写しを確認した場合には「附」と設定します。

※2 本籍は、地番まで設定する必要があります。

※3 日本国籍を有する免税購入対象者から在留証明に係る電磁的記録（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものの提示を受けた場合、発給番号は証明書番号となります。また、購入記録情報の備考欄に設定する事項は上記の内容に代えて、次のとおり設定して差し支えありません。

- ・ 確認事項（在、発給年月日、証明書番号、アクセスコード）

したがって、ご質問の場合は、次のとおりとなります。

(1) 在留証明

備考 確認事項（在、在サンフランシスコ日本国総領事館、20230401、東京都千代田区霞が関3丁目1番地、AB20-12345）

(2) 戸籍の附票の写し

備考 確認事項（附、20230401、東京都千代田区霞が関3丁目1番地）

(参考)

証明書類の写しを保存する場合は、購入記録情報の備考欄に証明書類の写しを保存する旨（例えば、「確認事項（紙保存適用）」等）を、在留証明に係る電磁的記録（いわゆるe-証明書）を保存する場合は、当該電磁的記録を保存する旨（例えば、「確認事項（データ保存適用）」等）をそれぞれ設定します。